

## 福島県太陽光パネルリサイクル推進のための産業廃棄物中間処理業者 認定制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「PVパネルリユース・リサイクル推進モデル事業」として行う福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業の執行にあたり、県内に導入された太陽光パネルの適切なリサイクル処理が可能な産業廃棄物中間処理業者(以下「認定業者」という。)を認定し、もって本県における効率的・効果的な太陽光パネルのリサイクルルートの構築及び仕組み・体制づくりに資することを目的とする。

### (役割)

第2条 認定業者は、次の役割を担うものとする。

- (1) 廃棄太陽光パネルの適切なリサイクル処理の実施
- (2) 廃棄太陽光パネルの集約
- (3) 廃棄太陽光パネルのリユース可否の選別
- (4) その他、県が必要と認める事項

### (対象)

第3条 認定の対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者で、県内に主たる事業所を有する者。
- (2) 県税の未納がない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者、その他同法同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者。
- (4) 次の関連法を遵守できる者。
  - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)
  - イ 資源の有効な利用の促進に関する法律
  - ウ 労働安全衛生法
  - エ その他の関連法、ガイドライン、自治体の定める条例
- (5) 有害物質を含む部材の分離などを優先し、可能な限り、有害物質による人体への暴露や有害物質が他の資源物と混合することなく、資源の循環を促進し、結果的に最終処分量の最小化を目指すことの方針に同意する者。
- (6) 将来的な廃棄太陽光パネルのリユースに向けた検査・選別に協力できる者。
- (7) 県が行う廃棄太陽光パネルのリユース・リサイクルに向けた各種事業に協力するとともに、県の求めに応じて必要な情報の集約・提供等に協力できる者。

#### (認定基準)

第4条 認定基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 廃棄物処理法上の保管基準を満たし、廃棄太陽光パネルの保管を行えること。なお、ここで言う保管基準は、産業廃棄物中間処理業者が中間処理前の廃棄物を保管する場合を指す。
- (2) 一般的な廃棄物の注意事項である飛散・漏洩・盗難防止等に対応し、倒壊しないような保管を行うことができること。なお、ここで言う保管は、産業廃棄物中間処理業者が中間処理前の廃棄物を保管する場合を指す。
- (3) 廃棄太陽光パネルを扱う上で、廃棄太陽光パネル特有の注意事項への配慮(感電対策としての遮光・コネクタへの配慮、けが防止対策としての破損ガラスへの配慮など)を実施できること。
- (4) 第2条第2号によるリユース可否選別により、リユース可能性のある廃棄太陽光パネルと中間処理する廃棄太陽光パネルを分けて保管できること。なお、保管については、本条第1号及び第2号の基準に準ずることとする。
- (5) 産業廃棄物処分業許可証に「太陽光パネル」の記載がある、又は太陽光パネルの中間処理に必要な次の品目の許可を得ていること。
  - ア 廃プラスチック類
  - イ 金属くず
  - ウ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- (6) 最小単位 10kg 以下の県の検定を受けた計量器を有しており、かつ適切に管理された最小単位 1 kg 以下の計量器を有していること。なお、廃棄太陽光パネルの重量に含む構成部材は、アルミフレーム、ガラス、セル/EVA シート、ケーブルを含む J-BOX までとし、架台やパワーコンディショナ、蓄電池等の付帯設備は含まない。
- (7) 太陽光パネルリサイクル処理専用設備を保有し、1年以上の稼働実績を有すること。なお、太陽光パネルに含まれる環境負荷物質がその他の廃棄物ないし資源物に混入することを防ぐため、当該設備において、廃棄太陽光パネル以外の廃棄物の処理は行わないこと。
- (8) 廃棄太陽光パネルは、構成部材(アルミフレーム、ガラス、セル/EVA シート、ケーブル含む J-BOX)ごとに分離できること。なお、化合物系の廃棄太陽光パネルは当該基準の対象外とするが、自社の判断で取り扱う場合には、メーカーの指示に従った方法等により適切な対応がとれること。
- (9) 廃棄太陽光パネルの中間処理プロセス及び処理後の構成部材の再生利用(資源化先)について明らかにできること。

#### (認定申請)

第5条 認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、認定申請書(第1号様式)に、前条の基準を全て満たすことが確認できる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 申請の期限は、知事が別に定める日とする。

#### (認定及び認定期間)

第6条 知事は、前条の申請の内容を書面又は現地確認により審査し、適当と認められる場合は、当該申請者を認定するものとする。

2 知事は、前項の規定により認定した場合は、申請者にその旨を通知し、認定した企業名、所在地等に関して、県のホームページ等に掲載し、周知を図るものとする。

3 認定の期間は、認定日の属する会計年度内で、知事が別に定める日までとする。

#### (変更の届出)

第7条 認定業者は、次に掲げる事項に変更があった場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、変更届出書(第2号様式)により、知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 住所

#### (認定の辞退)

第8条 認定業者は、第3条に規定する対象要件又は第4条に規定する認定基準を満たさなくなったとき若しくは認定継続の意思を失ったときは、速やかに認定辞退届出書(第3号様式)により、知事に届け出なければならない。

#### (認定の取消し)

第9条 知事は、認定業者が第3条に規定する対象要件又は第4条に規定する認定基準を満たさなくなったことが明らかになったとき、法令に違反したとき、その他認定業者として適当でなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すとともに、その事案が悪質な場合には、認定の停止期間を設けることができる。

#### (効果検証等への協力)

第10条 認定業者は、本制度の効果検証等のために実施する現地確認、ヒアリング、アンケート等の調査に協力するものとする。

#### (管理責任)

第11条 認定業者は、第2条に規定する役割の履行のための作業に当たって、責任者を配置し、作業員を管理・監督しなければならない。

2 作業中の事故の責任は、認定業者が負うこととし、県はその責任を負わない。

#### (所掌)

第12条 この要綱に関する事務は、商工労働部次世代産業課において所掌する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月2日から施行する。

(第1号様式)

認定申請書

年 月 日

福島県知事

住 所：

名 称：

代表者職・氏名：

福島県太陽光パネルリサイクル推進のための産業廃棄物中間処理業者認定制度実施要綱第5条の規定に基づき、県内に導入された太陽光パネルの適切なりサイクル処理が可能な産業廃棄物中間処理業者としての認定を受けたいので、以下の書類を添えて申請します。

記

- 1 申請者の概要
  - 1-1 履歴事項全部証明書（申請日から3ヵ月以内のもの。写し可。）
  - 1-2 県税に未納がないことの証明書（申請日から3ヵ月以内のもの。写し可。）
  - 1-3 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書
  - 1-4 誓約書
- 2 認定基準を満たすことの証明書類

(第1号様式添付)

1 申請者の概要

法人名			
代表者職・氏名			
所在地	〒 ー		
資本金	万円		
	主な出資者		万円
		万円	
従業員数	人 (パート含む)		
法人設立日	年 月 日		
電話番号	( ) ー		
FAX番号	( ) ー		
責任者名 (管理・監督者)	所属(職)		氏名
担当者名	所属(職)		氏名
電子メールアドレス	@		
ホームページURL			

(第1号様式添付)

## 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

福島県知事

- 1 私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (4) 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは意力を用いて福島県の信用を毀損し、または福島県の業務を妨害する行為
- 3 私は、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合に、認定が取り消され、認定の停止期間が設けられることに同意します。
- 4 上記に関して、福島県に損害が発生した場合は、私は福島県から請求があり次第、直ちにその損害を弁償するとともに、不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。

記入日 令和 年 月 日

住所（または所在地）

社名及び代表者名又は  
個人事業主の氏名

(第1号様式添付)

## 誓約書

令和 年 月 日

福島県知事

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
電話番号  
(作成担当者 )

福島県太陽光パネルリサイクル推進のための産業廃棄物中間処理業者認定制度実施要綱第3条に示す対象要件の全てを満たし、下記事項について相違ないことを誓約します。

### 記

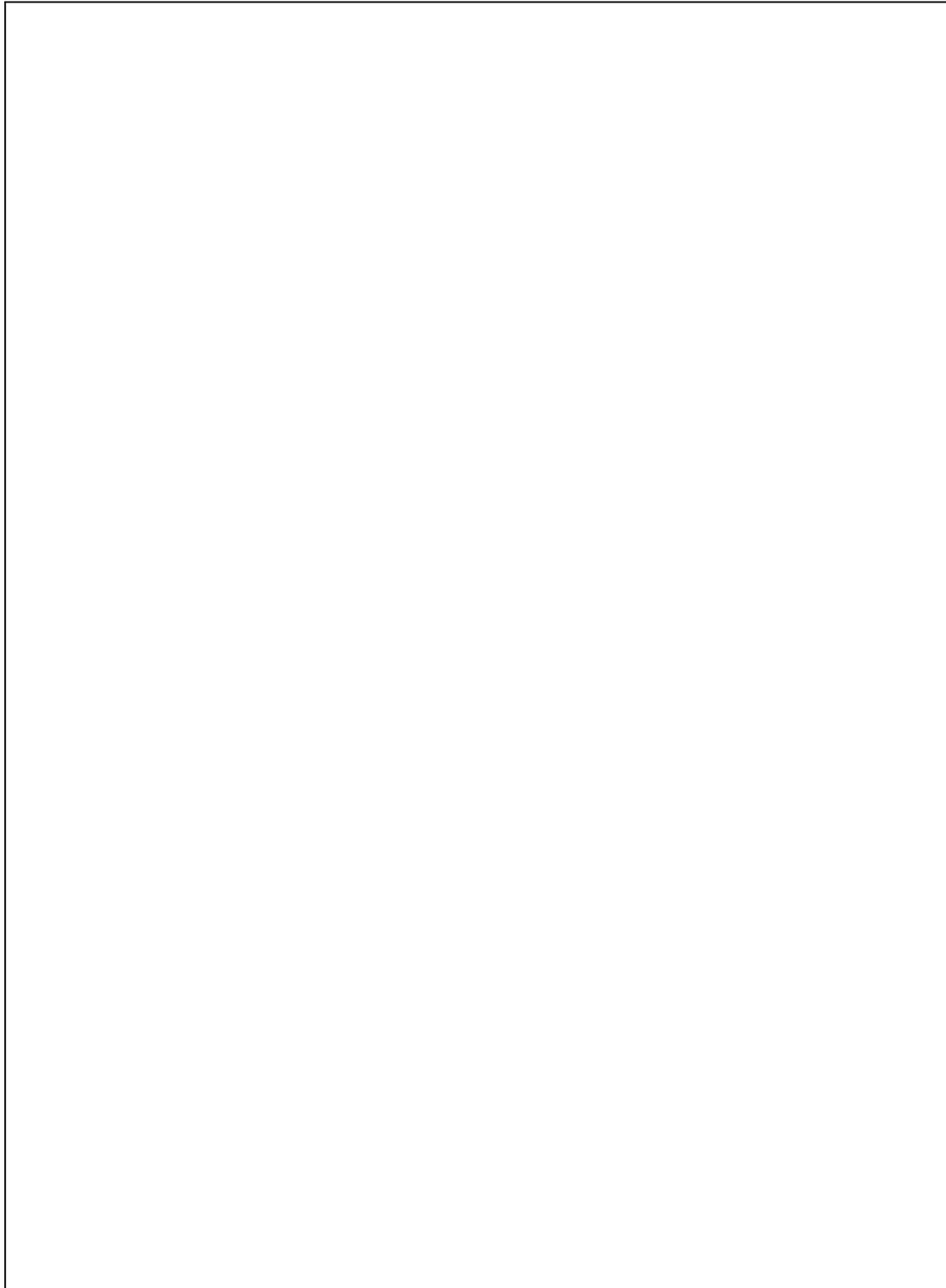
- 次の関連法を遵守し、事業を行っています。
  - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)
  - 資源の有効な利用の促進に関する法律
  - 労働安全衛生法
  - その他の関連法、ガイドライン、自治体の定める条例
- 有害物質を含む部材の分離などを優先し、可能な限り、有害物質による人体への暴露や有害物質が他の資源物と混合することなく、資源の循環を促進し、結果的に最終処分量の最小化を目指すことの方針に同意します。
- 将来的な廃棄太陽光パネルのリユースに向けた検査・選別に協力します。
- 県が行う廃棄太陽光パネルのリユース・リサイクルに向けた各種事業に協力するとともに、県の求めに応じて必要な情報の集約・提供等に協力します。
- 対象要件を満たさなくなったときは、速やかに届出を行います。
- 本誓約及び認定申請書書類に関し、虚偽の内容が判明した場合、認定が取り消され、認定の停止期間が設けられることに同意します。

(第1号様式添付)

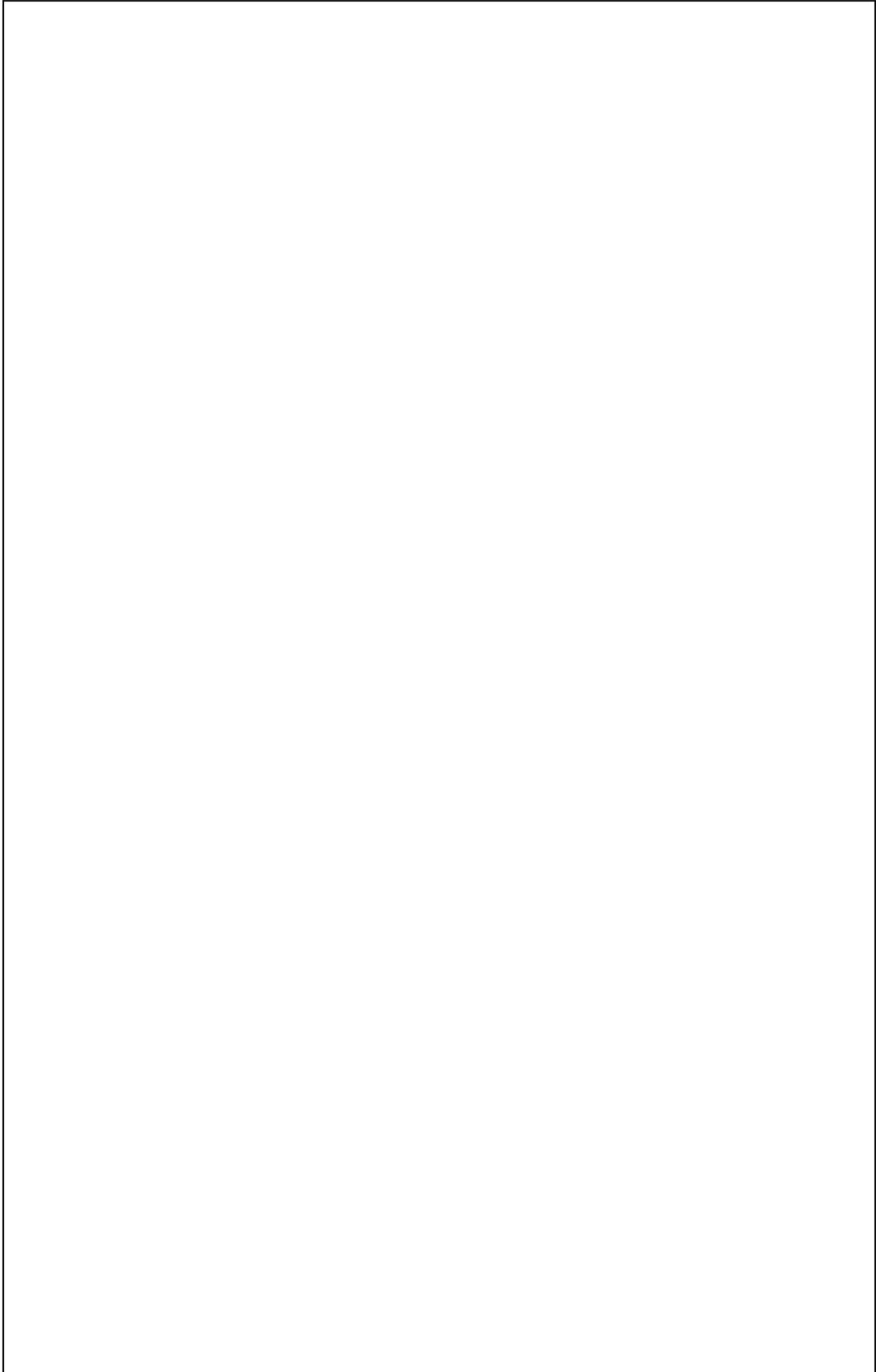
## 2 認定基準を満たすことの証明書類

各基準を満たすことの根拠を必要により図・画像等を用いながら分かりやすく説明すること。なお、この様式によりがたい場合には、任意様式による証明書類を提出することも認めるが、本様式による記載項目を網羅すること。

(1) 廃棄物処理法上の保管基準を満たし、廃棄太陽光パネルの保管を行えること。

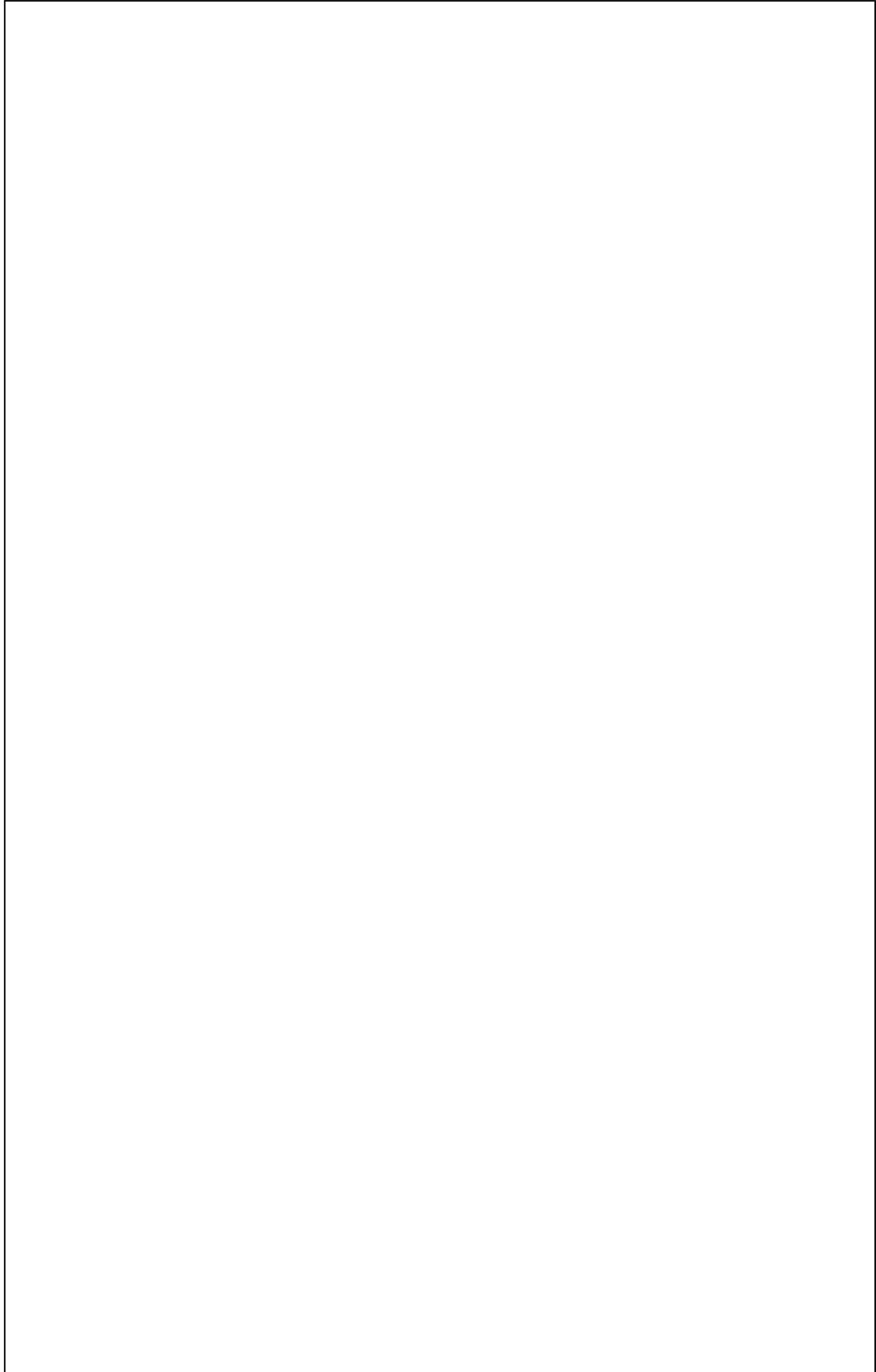
A large empty rectangular box with a thin black border, intended for the applicant to provide evidence or explanation for meeting the storage standards for discarded solar panels.

(2) 一般的な廃棄物の注意事項である飛散・漏洩・盗難防止等に対応し、倒壊しないような保管を行うことができること。



(3) 廃棄太陽光パネルを扱う上で、廃棄太陽光パネル特有の注意事項への配慮(感電対策としての遮光・コネクタへの配慮、けが防止対策としての破損ガラスへの配慮など)を実施できること。

(4) リユース可能性のある廃棄太陽光パネルと中間処理する廃棄太陽光パネルを分けて保管できること。

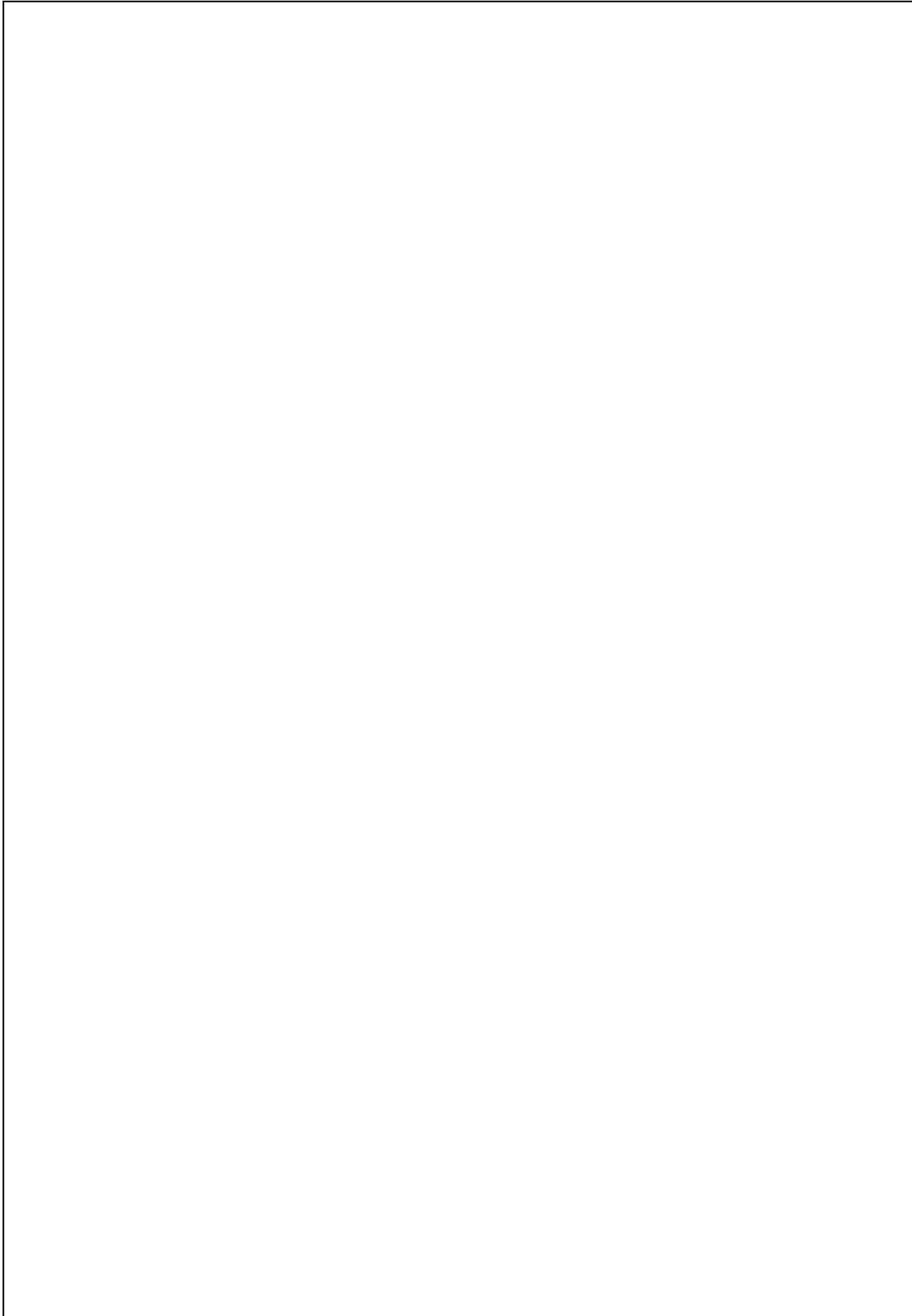


(5) 産業廃棄物処分業許可証に「太陽光パネル」の記載がある、又は太陽光パネルの間処理に必要となる次の品目の許可を得ていること。

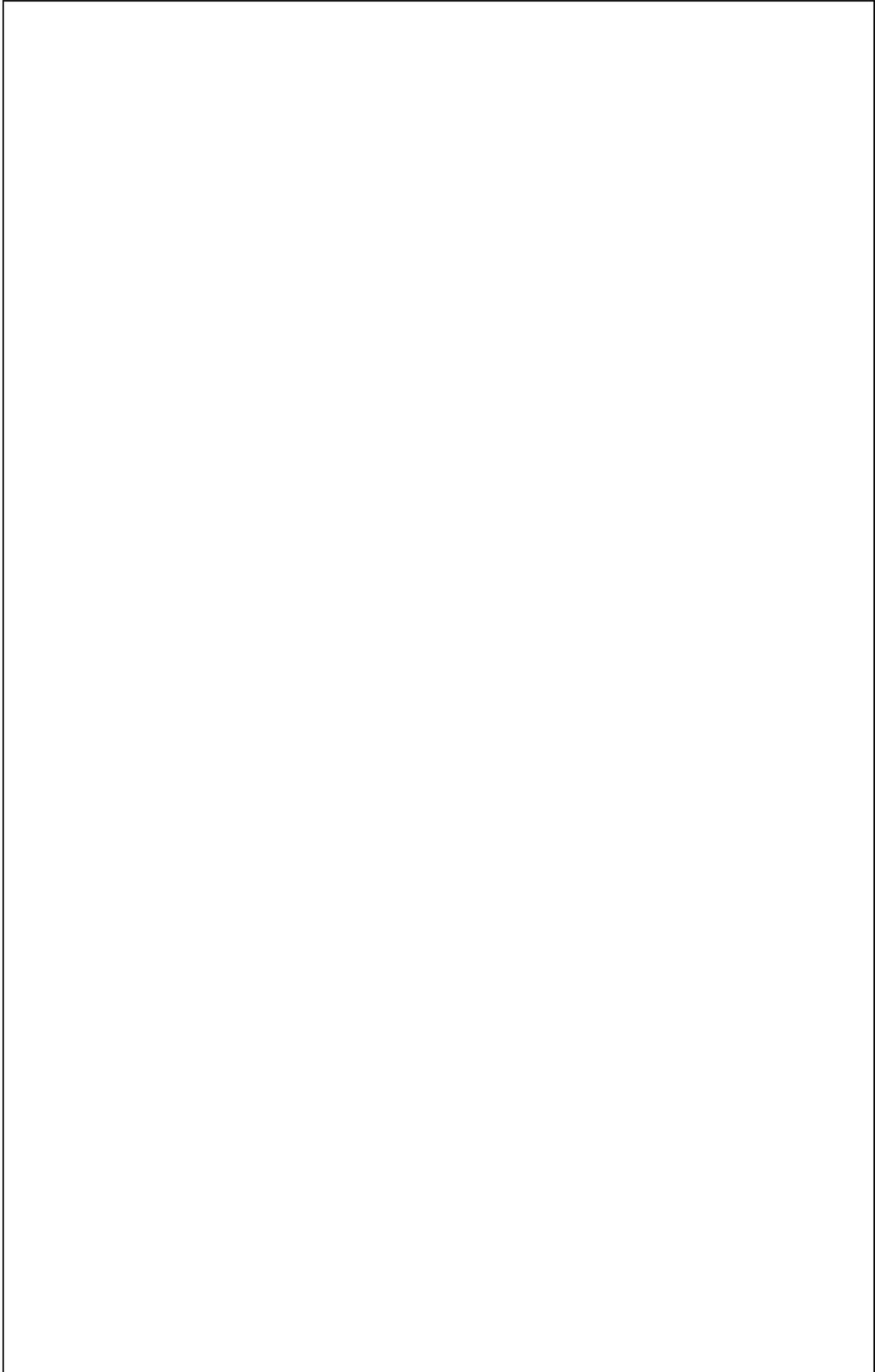
ア 廃プラスチック類

イ 金属くず

ウ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず



(6) 最小単位 10kg 以下の県の検定を受けた計量器を有しており、かつ適切に管理された最小単位 1 kg 以下の計量器を有していること。



(7) 太陽光パネルリサイクル処理専用設備を保有し、1年以上の稼働実績を有すること。

設備メーカー	
設備型式	
設備所在地	
設備導入完了 年月日	
設備画像	
稼働期間	稼働開始時期： 申請日までの稼働期間：
太陽光パネル の処理能力	
他廃棄物・資源物への環境負荷物質の混入防止	当該設備における廃棄太陽光パネル以外の廃棄物の処理の有無 有 ・ 無
その他特記事項	

※記載事項の内容が分かる資料（例：設備パンフレット、工事完了報告書等）を添付すること（写し可）。

- (8) 廃棄太陽光パネルは、構成部材(アルミフレーム、ガラス、セル/EVA シート、ケーブル含む J-BOX)ごとに分離できること。なお、化合物系の廃棄太陽光パネルは当該基準の対象外とするが、自社の判断で取り扱う場合には、メーカーの指示に従った方法等により適切に対応がとれること。

※化合物系の太陽光パネルの取り扱いについても記載すること。取り扱わない場合は、その旨を記載すること。

(9) 廃棄太陽光パネルの中間処理プロセス及び処理後の構成部材の再生利用(資源化先)について明らかにできること。

※処理プロセス及び処理後の構成部材(電極・銅線、アルミ枠、ガラス、バックシート、シリコンセル)の再生利用先(資源化先)を明示すること。なお、現在の処理数量が少ないため、現時点で再生利用先を明示できない場合は、その旨を説明するとともに、予定・見込を併せて記載すること。

(第2号様式)

## 変更届出書

年 月 日

福島県知事

住 所 :

名 称 :

代表者職・氏名 :

年 月 日付けで認定を受けた内容について、下記のとおり変更したいので、福島県太陽光パネルリサイクル推進のための産業廃棄物中間処理業者認定制度実施要綱第7条の規定に基づき届け出ます。

記

1 変更事項

(第3号様式)

認定辞退届出書

年 月 日

福 島 県 知 事

住 所 :

名 称 :

代表者職・氏名 :

福島県太陽光パネルリサイクル推進のための産業廃棄物中間処理業者認定制度実施要綱第8条の規定により、認定を辞退したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 認定年月日

2 辞 退 理 由